

関市自動体外式除細動器貸出し規程

(目的)

第1条 この規程は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を貸し出すことにより市内で開催されるイベント、スポーツ大会、又は市内の団体等が主に市民を対象にして市外で行うイベント等が安心安全に実施できるよう、AED利用者への貸出し事務を公平・円滑に行うための管理・運営について定める。

(対象者)

第2条 この規程によりAEDの貸出しを受けることができるものは、自治会、社会教育団体、体育協会加盟団体、スポーツ少年団、NPO団体等で、AEDを適切に管理することができ、AEDを含む救命講習会を受講した取扱い責任者がいる市内の団体とする。

ただし、当該団体が営利目的の講習会を開催する場合はこの限りでない。

(貸し出し期間)

第3条 この規程によりAEDの貸出しを受けることができる期間は、連続して5日以内とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第4条 この規程によるAEDの貸出しは、無料とする。

(申請)

第5条 この規程によりAEDの貸出しを受けようとする者は、別に定めるAED借用願(別記様式第1号)に必要事項を記入し、関市保健センターに提出しなければならない。

関市保健センターの申請の受付は、平日の開庁時間内とする。

2 前項の申請は、貸出し希望日から起算して7日前までとする。ただし、この期間までに申請のできなかつた特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(決定)

第6条 関市保健センターは、前条の申請があつた場合は、速やかにこの規程によるAEDの貸し出しの有無を決定するものとする。

(貸出し物品の弁償)

第7条 関市保健センターは、貸出しを受けた者が、不当な使用によりAEDを汚損または破損したときは、その者に物品の全部または一部を弁償させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要なことについては、市長が定める。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年8月19日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

関市保健センター所長 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 () _____

A E D 借 用 願

下記のとおりA E D (自動体外式除細動器) 1台の借用をお願いします。

1. 借用期間

_____年 月 日() ~ _____年 月 日()

2. 使用内容(主催者・行事名・参加予定数等を記入 実施要綱があれば添付)

A E D取扱い責任者氏名 _____

使用年月日 _____年 月 日()

~ _____年 月 日()

3. 使用場所(施設名等を記入)

不当な使用によりA E Dが汚損または破損したときは、物品の全部または一部を弁償していただくことがあります。